

●人権啓発教材 虐待防止シリーズ

ドメスティック・バイオレンス DV

3



地域で見まもる。

企画：法務省人権擁護局

監修：全国人権擁護委員連合会

ドメスティック・バイオレンス

< 目次 >

- チェックリスト
- DVとは？
- DVの現状
- 「DVかな？」と思ったら
- 私たちにできること
- 関連法律
- ご存じですか？ 人権相談窓口

ドメスティック・バイオレンス

< チェックリスト① >

- DVは、ごく一部の人たちに起きている問題だ。
- 殴ったり、蹴ったりしなければ、DVではない。
- 暴力を振るわれる方にも問題があると思う。
- 暴力を振るうような配偶者でも子どもには必要だ。
- DVと夫婦げんかとの間に明確な区別はない。
- DV被害者に対し、周囲の人が手助けできることは何もない。
- DVの加害者は男性だけだと思う。
- 親密な間柄なら少しぐらいの暴力があっても許される。

ドメスティック・バイオレンス

< チェックリスト② >

- 女性が愛情を持って接すれば男性の暴力はなくなると思う。
- パートナーを「自分のもの」と思うのは当然だ。
- DVは悪いことだが、逃げない女性もおかしいと思う。
- DVは大人のパートナー間でしか起こらない問題だ。
- 女性は男性の言うことを素直に聞くべきだと思う。
- 夫婦間でDVがあっても、その家庭で育つ子どもには何ら影響はない。
- 男性は少しぐらい暴力的でも仕方ないと思う。

DVとは

「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて明確な定義はないが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

参考資料:内閣府ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」

平成16(2004)年の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正により、子どもの目前でのDVも児童虐待(心理的虐待)に当たることが明確化されている。

DVに見られる暴力の種類

身体的暴力

- ・殴る、蹴る、腕をねじる
- ・物を投げつける
- ・髪を引っ張る、首を絞める
- ・刃物を身体に突きつける など

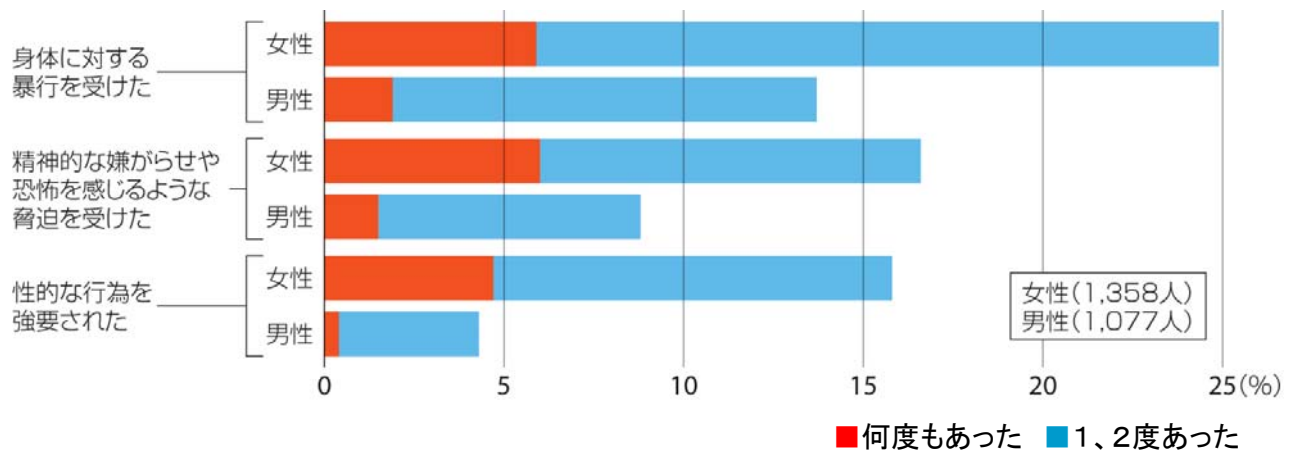
性的暴力

- ・嫌がっているのに性的行為を強要する
- ・避妊に協力しない、中絶を強要する
- ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる など

精神的暴力

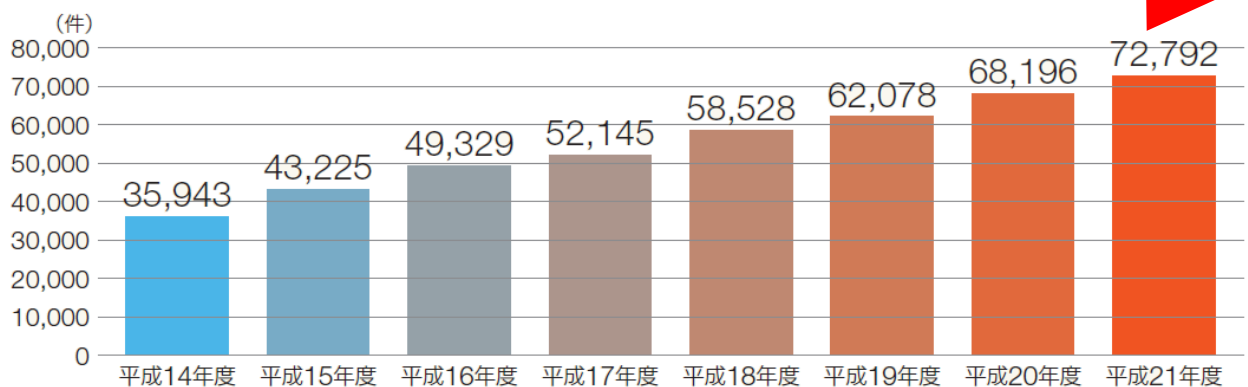
- ・人格を否定するような暴言を吐く
- ・大声で怒鳴る、無視する
- ・交友関係を制限したり、電話やメールのやり取りを細かく監視する
- ・人前でバカにしたり、命令したりする
- ・大切にしているものを壊す、捨てる
- ・生活費を渡さない
- ・外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする など

● 配偶者からの被害経験

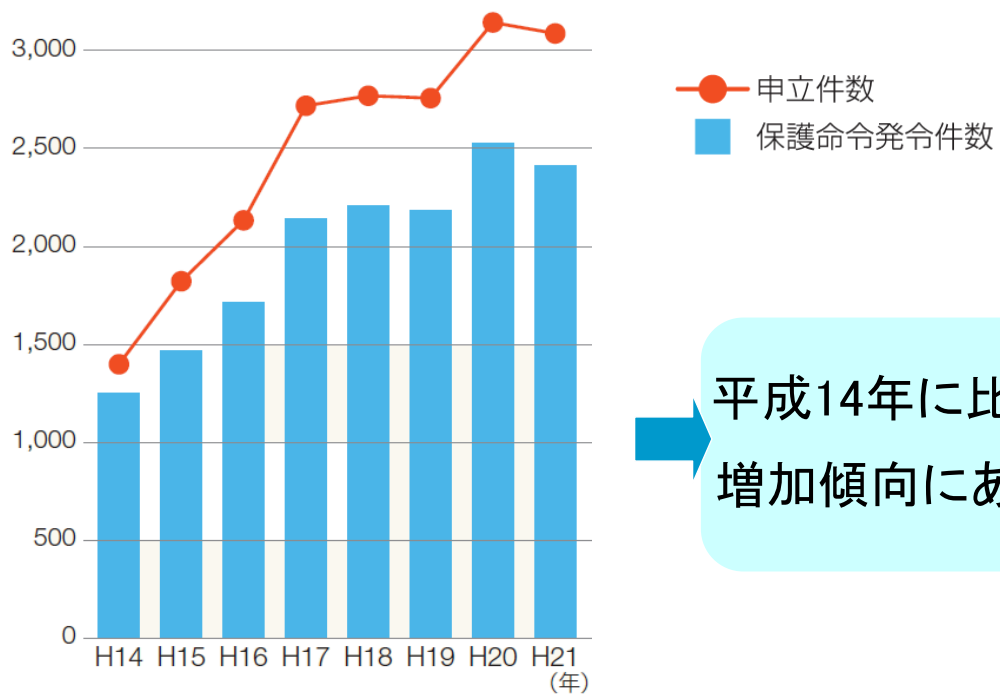


DVの被害者の多くは女性

● 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

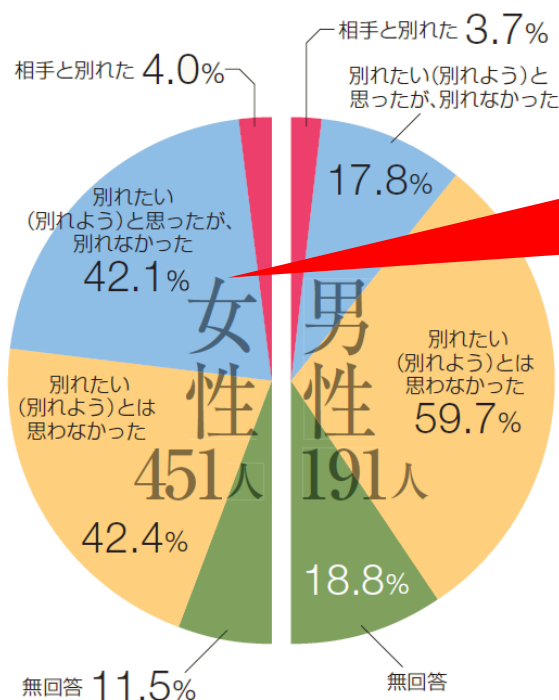


●DVに関する保護命令事件の処理状況



平成14年に比べ
増加傾向にある

●配偶者から被害を受けた時の行動



「別れたい(別れよう)と
思ったが、別れなかった」
の項目の割合は圧倒的
に女性が多い

ドメスティック・バイオレンス

<「DVかな？」と思ったら>

いざという時のために被害者がやっておきたいこと

セイフティプランを立てる

- ・家の中にある危険なものは隠しておく
- ・いつも、ある程度のお金を持ち歩くようにする
- ・緊急避難場所を考え準備しておく
- ・大事な物(持って行く必要のあるもの)を小さくまとめて、隠しておく
- ・携帯電話と緊急連絡先はいつも持ち歩くなど

将来に備えて

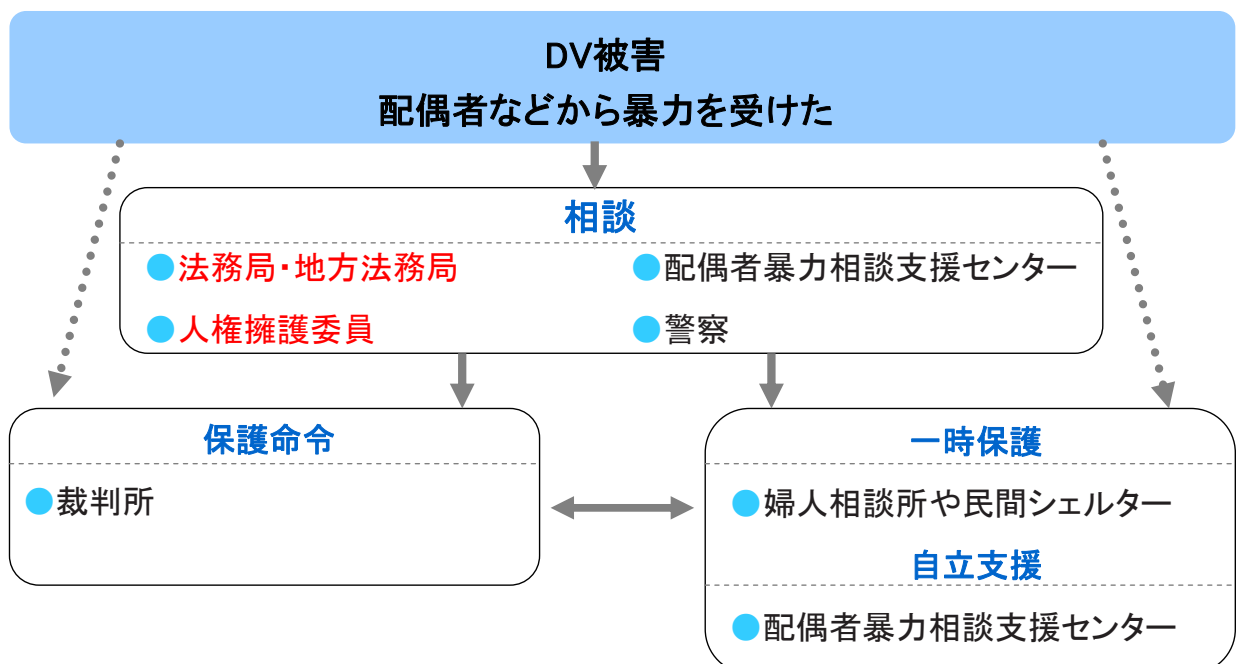
- ・被害者自身が使えるお金を準備する。そのために仕事を始めたり、資格を取ったりする
- ・望まない場合は妊娠を回避する
- ・ケガをしたら受診したり、配偶者が暴れた跡は写真に撮っておくなど証拠を残しておく など
- ・DV被害を理解してもらえよう、信頼できる親族や友人に相談しておく

参考資料:石井朝子編著「よくわかるDV被害者への理解と支援」

ドメスティック・バイオレンス

<「DVかな？」と思ったら>

DV被害者を守る様々な支援



できることの実例

● 地域に住む私たちにできること

- ・DVに対して関心を持ち、決して他人事ではないと考える。
- ・親しい間柄であっても暴力は許されない行為であることを「常識」とする。
- ・DV被害を受けている人を発見したり、近隣の家でDVが起きているような場合には通報する。

● 配偶者、パートナーとしてできること

- ・どんなことがあっても暴力は許されないということを自分自身の「常識」とする。
- ・自分の気持ちを相手に伝えるコミュニケーション力をつける。
- ・相手を尊重し、対等な関係を築くよう努力する。

● 医療関係者としてできること

- ・DV被害者(と疑われる人)に対し、相談窓口の情報を提供するよう努めなければならない。

DVの相談を受けた時には

相談を受けた時に してほしいこと

- 相手の話をありのままに受けとめる
- 「あなたは決して悪くない、自分を責めないで」と伝える
- 被害者と子どもの安全を確認する
- 病院や警察に行く時に付き添う
- できれば相談窓口や専門機関への相談を勧める

してはいけないこと

- ×相談内容を了承なしに第三者に話す
- ×被害者を責めたり、否定的な発言をする
- ×自分の意見を押し付ける
- ×相談内容を加害者に確認する
- ×からかったり、冗談でごまかしたりする

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

(配偶者暴力防止法)(平成13年法律第31号)

- (前文)
- 第1条(定義)
- 第6条(配偶者からの暴力の発見者による通報等)
- 第8条(警察官による被害の防止)

ご存じですか？ 人権相談窓口

- 常設人権相談所(全国共通ナビダイヤル)

ゼロゼロみんなのひやくとおぼん
電話番号 **0570-003-110**
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

- 女性の人権ホットライン(全国共通ナビダイヤル)

ゼロナナゼロのハートライン
電話番号 **0570-070-810**
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

- インターネット人権相談受付窓口

インターネット人権相談 クリック

24時間365日相談を受け付けています

人権救済の流れ

